改定案

政府機関等のサイバーセキュリティ対策の運用等に関する指針

現行

政府機関等の情報セキュリティ対策の運用等に関する指針

平成28年8月31日 平成30年7月25日改定 平成31年4月1日改定 令和3年×月×日改定 サイバーセキュリティ戦略本部決定

平成 30 年 7 月 25 日改定 平成31年4月1日改定

平成28年8月31日

サイバーセキュリティ戦略本部決定

1 本指針の目的

本指針は、サイバーセキュリティ基本法 (平成 26 年法律第 104 号。以下「法」 という。) 第 26 条第1項第2号に定める国の行政機関、独立行政法人(独立 行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する法人をい う。以下同じ。)及び指定法人(法第13条に規定する指定法人をいう。以下 同じ。)(以下「機関等」という。)におけるサイバーセキュリティに関する対 策の基準の運用に関して、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(以 下「NISC」という。)における政府機関等のサイバーセキュリティ対策のため の統一規範(サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一規範」という。) 及び政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(サイバーセ キュリティ戦略本部決定。以下「統一基準」という。)の案の策定、政府機関 等の対策基準策定のためのガイドライン (NISC 決定。以下「対策基準策定ガ イドライン」という。)の策定、独立行政法人及び指定法人における情報セキ ュリティ対策の運用並びに複数の機関等で共通的に使用する情報システム (一つの機関等でハードウェアからアプリケーションまで管理・運用してい る情報システムを除く。以下「基盤となる情報システム」という。)に関する 情報セキュリティ対策の運用のために必要な事項を定めるものである。

2 統一基準群の策定

(略)

1 本指針の目的

本指針は、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号。以下「法」 という。) 第 26 条第 1 項第 2 号に定める国の行政機関、独立行政法人(独立 行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する法人をい う。以下同じ。)及び指定法人(法第13条に規定する指定法人をいう。以下 同じ。)(以下「機関等」という。)におけるサイバーセキュリティに関する対 策の基準の運用に関して、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(以 下「NISC」という。)における政府機関等の情報セキュリティ対策のための統 一規範(サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一規範」という。)及 び政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準(サイバーセキュリ ティ戦略本部決定。以下「統一基準」という。) の案の策定、政府機関等の対 策基準策定のためのガイドライン (NISC 決定。以下「対策基準策定ガイドラ イン」という。)の策定、独立行政法人及び指定法人における情報セキュリテ ィ対策の運用並びに複数の機関等で共通的に使用する情報システム(一つの 機関等でハードウェアからアプリケーションまで管理・運用している情報シ ステムを除く。以下「基盤となる情報システム」という。) に関する情報セキ ュリティ対策の運用のために必要な事項を定めるものである。

2 統一基準群の策定

(略)

3 独立行政法人及び指定法人の情報セキュリティ対策に係る主務大臣等の責 3 独立行政法人及び指定法人の情報セキュリティ対策に係る主務大臣等の責

改定案	現行
務 (略) 4 共通的に使用する情報システムにおける情報セキュリティ対策 (略)	務 (略) 4 共通的に使用する情報システムにおける情報セキュリティ対策 (略)
附則 (略)	附則(略)